

2025 年デフリンピック大会 エンブレム候補作品に関する先行商標等調査、商標出願及び登録業務委託にかかる仕様書

1 業務名称

2025 年デフリンピック大会エンブレム（以下「エンブレム」という）候補作品に関する先行商標等調査、商標出願及び登録に係る業務

2 業務概要

受託者は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」と言う。）からの委託により、エンブレム候補作品の先行商標等調査、商標・出願及び登録に関する業務を実施する。

エンブレム候補作品■■■■のうち、先行商標調査により問題ない作品のうち、委託者が指定する作品について商標出願■■■■及び登録 1 作品を行うこと。

なお、受託者は業務の遂行にあたり、運営委員会と連携しながら進めることとする。

3 履行期間

履行期間は契約締結日から 2024 年 3 月 31 日（日）とする。各業務の履行期間は次のとおりとする。

- ・先行商標等調査（商標調査及び著作権確認）2023 年 7 月 31 日（月）まで
- ・商標出願 先行調査終了後ただちに出願開始。2023 年 8 月 18 日（金）まで
- ・商標登録 特許庁による審査終了後、ただちに登録開始。2024 年 3 月 31 日（日）まで

ただし、商標登録が履行期間内に完了しなかった場合は、双方協議の上、履行期間を延長するものとする。

4 業務内容

エンブレム候補作品は筑波技術大学の学生が制作を進めており、運営委員会への候補作品の提出日は■■■■としている。その後、同年 9 月 3 日に開催予定の投票イベントで投票し決定する。

なお、提出された候補作品のうち、投票イベントに出される候補作品は■■■■の予定である。

上記に基づき、受託者は、以下の通り、エンブレム候補作品■■■■の先行商標等調査及び著作権確認、商標出願を行う。投票イベントにてエンブレムとして決定した 1 作品についての商標登録、その他必要とされる業務を実施する。

(1) エンブレム候補作品の先行商標等調査及び著作権確認

候補作品について商標及び意匠調査を行うとともに、制作者自らが創作したオリジナルの作品であって、既に公表されているものと同一または類似ではないこと、

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確認する。

なお、エンブレム候補作品は、エンブレム制作要項に基づき、候補作品提出者にコンセプトの説明等も併せて提出することを求めることとしている。また、エンブレム候補作品の先行商標等調査及び著作権確認は [REDACTED] [REDACTED]。

(2) エンブレム候補作品の商標出願及び登録

委託者が指定するエンブレム候補作品 [REDACTED] について、商標出願を行う。商標出願後、特許庁による審査の間に行われる投票イベントを経てエンブレムとして決定した1作品についての商標登録を行う。 [REDACTED] [REDACTED] その他必要とされる業務を実施する。

商標登録区分登録期間は以下の通りとする。

<登録区分： [REDACTED] >

<登録期間： [REDACTED] >

(3) 特許庁から登録できない理由が記載された拒絶理由通知書が送付された場合、委託者と協議の上、法定期間内に意見書を提出して反論する又は補正書を提出して拒絶理由を解消すること。

(4) 上記(1)～(3)以外に、本業務の過程において運営委員会との協議の上、必要とされたこと。

5 納品物

(1) 成果物

エンブレム候補作品の先行商標等調査、商標出願及び登録に関する書類一式

① エンブレム候補作品の先行商標等調査報告書 1部及び電子データ一式

提出期限：令和5年7月31日(月)

② 商標出願に関する書類一式(特許庁に商標出願した書類一式、出願費用支払証左資料等の写し) 1部及び電子データ一式

提出期限：令和5年8月18日(金)

③ 商標登録に関する書類一式(登録査定、特許庁に商標登録した書類一式、登録費用支払証左資料、商標登録証等の写し) 1部及び電子データ一式

提出期限：令和6年3月31日(日)

④ その他、業務実施に伴う成果物 内容に応じて別途協議

提出期限：別途協議

(2) 納入先

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130SKビル8階

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

(3) 電子データの提出は以下によること。

(ア) Windows 形式 (PDF 等) で表示可能とする。

(イ) 電子データは、文章、図については、ワープロソフト (Microsoft 社 Word シリーズ)、並びにプレゼンテーションソフト (Microsoft 社 Power Point シリーズ)、計算表等については、表計算ソフト (Microsoft 社 Excel シリーズ) で編集可能な形式とすることを基本とする。また、グラフィックデータ、印刷物については版下の他、Adobe Illustrator 形式のデータも提出すること。

なお、CAD データについては、フリーCAD ソフト (Jw_cad) により編集可能な形式とすることを基本とする。

(ウ) 格納媒体は CD±R (RW) 及び DVD±R (RW) を基本とし、データサイズ等に応じて HDD、HD-CAM テープ等を加えるものとする。また、収納ケース、CD±R (RW) 及び DVD±R (RW) 等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。

(エ) ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(4) 成果物の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

6 留意事項

委託料には以下のものを含める。

- ・ 先行調査及び著作権確認の費用 [REDACTED]
- ・ 候補作品の出願費用 [REDACTED]
- ・ 候補作品の商標登録費用 [REDACTED]
- ・ 特許庁に納付する手続きに要する諸費用
- ・ その他、4 業務内容に記載の業務遂行に必要な費用

なお、出願等に必要の特許印紙代として必要となる法定費用は、必要な都度、運営委員会が別途提供する。

7 業務遂行上の注意

(1) 受託者は業務遂行にあたり、運営委員会と緊密に連絡をとりながら進めること。

また、商標出願及び登録の進捗状況について、適宜、運営委員会に報告すること。

(2) 商標登録出願しても登録が困難であると考えられる場合は、その後の対応について受託者と運営委員会で協議の上、決定するものとする。

(3) 契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了させること。

(4) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

(5) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティー対策を講じること。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

8 支払方法

契約金額のうち、先行商標等調査、商標出願の履行にかかる支払いについては、先行商標調査及び商標出願業務の両業務が完了した後、支払うものとする。

その他の業務にかかる支払いについては、本仕様に定める全業務の完了後に支払うものとする。

なお、いずれについても、実際に履行した業務に応じた作品数、作業内容及び実績数に基づき請求すること。

9 担当

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130SK ビル 8 階

Tel.03-3268-8847/FAX03-3267-3445